

## 岡山市土地改良区統合整備促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 農業基盤整備の中心的役割を担う土地改良区の統合整備を促進することにより、市内の農業振興を図るため、予算の範囲内において岡山市土地改良区統合整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この告示に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この告示において、「統合整備」とは、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第72条の合併（以下「合併」という。）、法第77条による土地改良区連合（以下「連合」という。）の設立又は合同事務所の設置（複数の土地改良区がその事務の全部又は一部を共同処理するため、同じ所在地に事務所を置くことをいう。以下同じ。）をいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、統合整備前事業（統合整備に向けての検討協議に関する行為であって、検討協議を行う組織を設立した日から統合整備に係る県知事の認可があった日（県知事の認可を要しないものにあっては、関係する土地改良区により当該統合整備に係る書面による合意のあった日。以下「県知事の認可等があった日」という。）以前に係るものをいう。）及び統合整備後事業（統合整備後の組織の整備を図る行為であって、当該統合整備に係る県知事の認可等があつた日後に係るものをいう。）とする。

### (補助事業者)

第4条 補助事業者は、統合整備前事業にあっては、その定款において地区内に岡山市域の一部を含む旨の定めのある土地改良区とし、統合整備後事業にあっては、この告示の施行日以後に統合整備を行った土地改良区、連合又は合同事務所（当該統合整備に係る県知事の認可等があつた日から3年を経過していないものに限る。）とする。

### (補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付回数は、同一の補助事業者について、第3条に規定する補助事業の区分ごとに同一年度につき1回限りとする。

2 同一の補助事業に係る補助金の交付対象期間（この告示による補助金の交付対象となる補助事業の実施期間（当該補助事業の開始後に中断期間が生じたものについては、当該中断期間も含む。）をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる統合整備の形態の区分に応じ、統合整備前事業にあっては、同表中欄の期間を、統合整備後事業にあっては、同表右欄の期間を上限とする。

統合整備の形態	統合整備前事業	統合整備後事業
合併及び連合の設立	36月	36月
合同事務所の設置	24月	36月

（補助対象経費）

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費は、別表の左欄に掲げる補助事業の区分に応じ、同表右欄に掲げる費用であって、市長が必要かつ適当と認めた額とする。

（補助金額）

第7条 補助金額は、いずれの補助事業においても、同一年度につき土地改良区の組合員（補助事業者が連合又は合同事務所にあっては、当該連合に所属する土地改良区の組合員又は当該合同事務所をその事務所とする土地改良区の組合員）のうち、岡山市域に住所を有さず、かつ農用地の所有権又は所有権以外の権原を有さない者を除いた数（以下「補助対象組合員数」という。）に、その統合整備の形態が合併及び連合の設立にあっては、800円を、合同事務所の設置にあっては、700円を乗じて得た額以内の額で、前条の規定により得られた補助対象経費の額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業が毎年4月から始まる年度の中途から着手されるものに係る補助対象組合員数に乘じる額は、それぞれの額に当該補助事業の着手した日の属する月から起算して当該年度末（当該年度中に補助事業が完了したものについては、当該完了日の属する月）までの月数を乗じて得た額を12で除した額とする。

3 前項によって得られた補助対象組合員数に乘じる額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとし、その額を乗じて得られた補助金額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年3月28日（以下「基準日」という。）までとする。

2 一の交付申請により交付する補助金の交付対象期間は、基準日の属する月以前12月を上限とし、初回の基準日の属する月の翌月以降も当該交付申請に係る補助事業が継続して実施されるものについては、補助事業者は、初回の基準日の属する月の翌月から次の基準日前までに行われる補助事業をその交付対象期間とする交付申請手続を次の基準日までに行うものとし、次の基準日の属する月の翌月以降も継続するものについても、第5条第2項に規定する補助金の交付対象期間の範囲内において同様とする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の実績書
- (2) 補助金申請に係る経費内訳書
- (3) 補助対象組合員数を明らかにする書面
- (4) 統合整備に関する検討協議を行う組織を設立したことを明らかにする書面、合併若しくは連合の設立について県知事の認可があったことを明らかにする書面又は合同事務所の設置について、関係する土地改良区による当該設置に係る合意が行われたことを明らかにする書面

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第9条 規則第13条に規定する状況報告並びに規則第15条に規定する着手届及び完了届は提出を要しない。

(関係書類の整備等)

第10条 補助事業者は補助事業に係る経費の收支を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(報告及び検査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業に関し報告を求め、補助事業の実施に関し必要な指示をし、又は関係職員により前条の書類及び帳簿等を検査させることができる。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補 助 事 業	費 用
統合整備前事業	統合整備に向けての検討協議に要した費用であって、次に掲げるもの (1) 役員、総代等の会議等出席に係る費用弁償 (2) 職員等の時間外手当 (3) 会議録、資料等の作成に係る印刷製本費等 (4) 会議室の使用料 (5) 会議等開催に伴う通信運搬費、食糧費（茶菓に限る。）その他消耗品の購入費 (6) 統合整備に向けての組合員等関係者への周知に要する費用
統合整備後事業	統合整備後の組織整備に要した費用であって、次に掲げるもの (1) 役員、総代等の会議等出席に係る費用弁償 (2) 組織整備のために設置した運営委員会等の委員報酬 (3) 職員等の給与（土地改良区間の給与差額調整に限る。）及び時間外手当 (4) 組織整備に関する会議録、資料等の作成に係る印刷製本費等 (5) 組織整備に関する会議室使用料 (6) 会議等開催に伴う通信運搬費、食糧費（茶菓に限る。）その他

消耗品の購入費

- (7) 組織整備に伴う事務所移転に係る費用
- (8) 組織整備に伴う会計システム等の整備に係る費用
- (9) 組織整備に伴う備品その他消耗品の購入費
- (10) 組織整備に伴う組合員等関係者への周知に要する費用
- (11) 組織整備に伴う役員、総代等の選挙に係る費用